

【1988年1月26日】国民健康保険制度の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第242回）

昭和63年1月26日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 藤本 孝雄

### 諮問書

国民健康保険制度を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 国民健康保険制度の改正案要綱

#### 第1 改正の趣旨

国民健康保険制度の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担による保険基盤の安定、指定市町村における運営の健全化の推進その他所要の改正を行うものであること。

#### 第2 保険基盤の安定に関する事項

昭和63年度及び64年度において、市町村は保険料（税）の減額相当額を基準とする負担金を繰り出し、国はその2分の1を、都道府県はその4分の1を負担するものとする。

#### 第3 指定市町村における運営の健全化の推進に関する事項

1. 医療給付及び老人保健医療費拠出金の納付に要する費用（以下「給付費等」という。）が全国的に見て極めて高い市町村として厚生大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の給付費等について、国、関係都道府県及び当該指定市町村は協力して、他の医療保険制度とも連携しつつその適正化等を図ることを通じ国民健康保険事業の運営の健全化に努めるものとし、指定市町村及び関係都道府県は、厚生大臣の定める

指針に基づき、計画を策定するものとする。

2. 指定市町村の給付費等が地事情等の要因を勘案してもなお年齢構成等を基に定める基準を超える場合、当該基準を超える著しく高い給付費等の部分のうちの一部については、現行の国庫負担の対象外とし、国、都道府県、市町村が6分の1ずつ負担するものとする。

#### 第4 高額医療費共同事業に関する事項

昭和63年度及び64年度において、国及び都道府県は、国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業に要する費用について助成することができるものとする。

#### 第5 国庫負担に関する事項

1. 昭和63年度及び64年度において、療養の給付等に要する費用に係る国庫負担の算定に当たっては、療養の給付等に要する費用の額から第2の市町村の負担金相当額を控除した額を基準とすること。
2. 昭和63年度及び64年度において、老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の算定に当たっては、現行の対象額から老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額を超える部分の10分の6に相当する額を控除した額を基準とすること。

#### 第6 その他に関する事項

1. 被保険者資格証明書の交付を受けている場合の療養について、社会保険診療の扱いとするよう所要の改正を行うこと。
2. その他所要の改正を行うこと。

#### 第7 施行期日

国民健康保険制度の改正は、昭和63年4月1日から施行すること。